

## まちづくり審議会公開要綱の一部改正について

## 1 改正理由

本審議会における一般傍聴の機会の充実を図るため。

## 2 改正内容

下表のとおり

現 行	改 正 案
(傍聴できない者) 第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。 (1)～(6) (略) 2・3 (略) <u>4 児童及び乳幼児は審議会を傍聴することができない。ただし、同伴者が会長の許可を得た場合はこの限りではない。</u>	(傍聴できない者) 第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。 (1)～(6) (略) 2・3 (略) (削 除)

## 3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日